

四日市市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月3日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第63号

四日市市会計規則の一部を改正する規則

四日市市会計規則（昭和39年四日市市規則第25号）の一部を次のように改正する。

改正後				
別表第1（第4条の3及び第4条の5関係）				
委任等を受ける 事務の範囲	出納員	現金取扱員	物品取扱員	審査補助員
	(略)			
設置箇所	出納員になる べき者	現金取扱員に なるべき者	物品取扱員と なるべき者	審査補助員と なるべき者
(略)				
市民窓口サービスセンター	市民課長	所属の長が指名した庶務担当の係長相当職以上の職員		
三重北勢地域地場産業振興センター（市民課）				
楠交流会館	市民生活課長			
市政情報センター	総務課長			
(略)				

改正前				
別表第1（第4条の3及び第4条の5関係）				
委任等を受ける 事務の範囲	出納員	現金取扱員	物品取扱員	審査補助員
	(略)			
設置箇所	出納員になる	現金取扱員に	物品取扱員と	審査補助員と

	べき者	なるべき者	なるべき者	なるべき者
(略)				
市民窓口サービスセンター	市民課長	所属の長が指名した庶務担当の係長相当職以上の職員		
楠交流会館	市民生活課長			
市政情報センター	総務課			
(略)				

附 則

この規則は、令和3年12月6日から施行する。

(会計管理室)